

○松山養護老人ホーム事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

制 定 令和5年3月31日条例第4号

改 正 令和7年2月18日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合の個人情報の保護に関する事項については、松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年松山市条例第2号。以下この条及び付則第4条において「市条例」という。）の規定を準用する。この場合において、市条例中「市長」とあるのは「組合長」と、市条例第3条第3項中「松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第1条に規定する松山市文書法制審議会」とあるのは「松山養護老人ホーム事務組合文書法制審議会条例（平成28年条例第1号）第1条に規定する松山養護老人ホーム事務組合文書法制審議会」と読み替えるものとする。

付 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 松山養護老人ホーム事務組合個人情報保護条例（平成16年条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例で準用する松山市個人情報保護条例（平成16年松山市条例第29号。以下「旧市条例」という。）第3条第2項又は第13条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例で準用する旧市条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例で準用する旧市条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧

個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(個人情報取扱事務の届出に関する経過措置)

第4条 付則第2条の規定の施行の際現に旧条例で準用する旧市条例第6条第1項又は第2項の規定によりされている個人情報取扱事務の届出は、第2条の規定により準用する市条例第3条第1項の規定によりされた届出とみなす。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第5条 付則第2条の規定の施行の日前に旧条例で準用する旧市条例第14条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求（次項において「旧市条例請求」という。）がされた場合における旧条例で準用する旧市条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

2 付則第2条の規定の施行の日前にされた旧実施機関の開示決定等（旧条例で準用する旧市条例第21条第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例で準用する旧市条例第31条第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）、若しくは利用停止決定等（旧条例で準用する旧市条例第39条第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は付則第2条の規定の施行の日前にされた旧市条例請求に係る旧実施機関の不作为に対する審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例で準用する旧市条例第58条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を付則第2条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 付則第2条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は付則第2条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 付則第3条第2号に掲げる者

第7条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た付則第2条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例で準用する旧市条例第2条第3項

に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を付則第2条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第8条 前2条の規定は、本組合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第9条 偽りその他不正の手段により、旧条例で準用する旧市条例第20条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を付則第2条の規定の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第10条 付則第2条の規定により旧条例で準用する旧市条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（松山養護老人ホーム事務組合情報公開条例の一部改正）

第11条 松山養護老人ホーム事務組合情報公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（令和7年2月18日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。